

旭川医科大学病院輸血療法委員会規程の一部を改正する規定を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 裕 司

旭川医科大学病院輸血療法委員会規程の一部を改正する規定

旭川医科大学病院輸血療法委員会規程（平成18年旭医大達第43号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 臨床検査・輸血部長	(1) 臨床検査・輸血部長
(2) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人	(2) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人
(3) 手術部副部長	(3) 手術部副部長
(4) 救命救急センター副センター長のうちから 1人	(4) 救命救急センター副センター長のうちから 1人
(5) 診療科（精神科神経科，眼科，放射線科，救急科及びリハビリテーション科を除く。内科及び外科にあっては領域。）の教員 各1人	(5) 診療科（精神科神経科，眼科，放射線科，救急科及びリハビリテーション科を除く。内科及び外科にあっては領域。）の教員 各1人
(6) 臨床検査・輸血部輸血・細胞療法部門の技師のうちから 1人	(6) 臨床検査・輸血部輸血・細胞療法部門の技師のうちから 1人
(7) 副薬剤部長のうちから 1人	(7) 副薬剤部長のうちから 1人
(8) 経営企画部副部長（経営戦略担当）	(8) 経営企画部副部長（経営戦略担当）
(9) 副看護部長（業務担当）	(9) 副看護部長（業務担当）
(10) 専任リスクマネジャーのうちから 1人	(10) 専任リスクマネジャーのうちから 1人
(11) 看護師長又は副看護師長のうちから 若干人	(11) 看護師長又は副看護師長のうちから 若干人

- (12) 輸血専任看護師
- (13) 診療技術部臨床工学技士のうちから 1人
- (14) 総務課長
- (15) 医事課長

2 (略)

(略)

(委員会の開催)

第6条 (略)

2 第3条第3号から第15号に規定する委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合には、あらかじめ委員長の了承を得た者を代理に出席させることができる。この場合において代理出席した者は、第3条に規定する委員とみなす。

(略)

附 則

この規定は、令和8年10月2日から施行する。

【改正理由】

令和5年9月13日の規程改正の際、引用号数の改正が漏れていたため。

- (12) 輸血専任看護師
- (13) 診療技術部臨床工学技士のうちから 1人
- (14) 総務課長
- (15) 医事課長

2 (略)

(略)

(委員会の開催)

第6条 (略)

2 第3条第3号から第17号に規定する委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合には、あらかじめ委員長の了承を得た者を代理に出席させることができる。この場合において代理出席した者は、第3条に規定する委員とみなす。

(略)